

幼保特例制度の概要

1 幼保特例制度とは

（1） 制度の概要

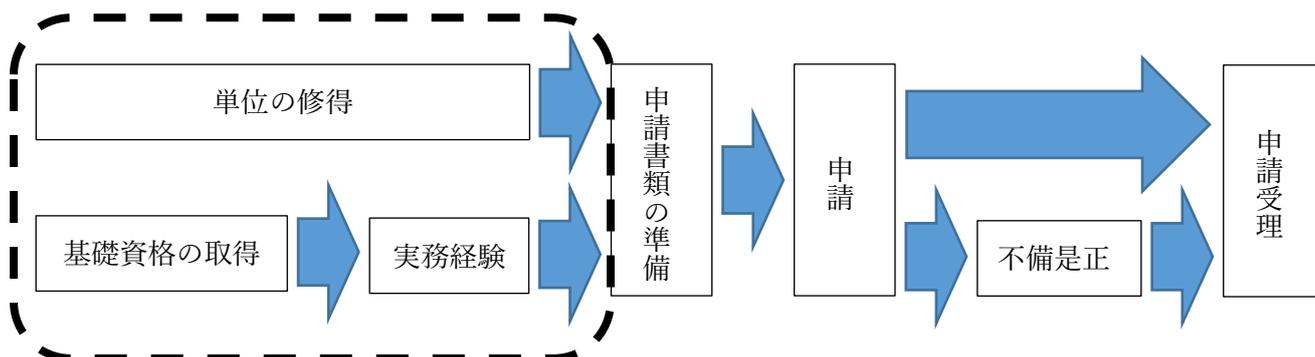
幼保特例制度とは、保育士としての実務経験がある方が、実務経験を生かして幼稚園教諭の教員免許状を取得する方法です。この制度を利用するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 基礎資格を得ていること・・・詳細は4を御参照ください。
- ・ 保育士としての実務経験があること・・・詳細は5を御参照ください。
- ・ 必要単位を修得していること・・・詳細は6を御参照ください。
- ・ 人物の検定に合格すること
 - ・・・免許状の申請時に御提出いただく「人物に関する証明書」により審査します。
- ・ 身体の検定に合格すること
 - ・・・免許状の申請時に御提出いただく「身体に関する証明書」により審査します。

（2） 申請の期限

申請の期限は令和12年3月31日です。ただし、土日祝日や個人申請受付停止期間中は申請できません。この日までに免許状取得の要件を全て満たし、かつ、申請が受理される必要があります。要件を満たしていたとしても、令和12年3月31日までに申請が受理されなかった場合は、幼保特例制度で免許状を取得することはできません。

2 免許状取得までの流れ



この資料では、点線内の事項について説明をします。

申請書類の準備以降の詳細は、当課 HP に掲載している申請の手引を御参照ください。

3 新特例制度（単位の軽減措置）

保育士としての実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園での保育教諭等としての実務経験がある方は、必要単位数を軽減することが可能です。詳細は次ページ以降を御参照ください。

4 基礎資格

基礎資格とは、免許状を取得するに当たって有していなければならない資格のことです。

取得する免許状	基礎資格
一種免許状	①学士の学位 ②保育士資格
二種免許状	保育士資格 ※二種免許状を取得する場合、学位の要件はありませんが、高卒以上の学歴が必要です。

5 実務経験

	通常分	軽減措置分（※1）
実務経験の時期	基礎資格を得たあと	基礎資格を得たあと
対象となる実務 （※2、3）	以下のいずれか ① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において、専ら幼児の保育に従事する職員（※4） ② 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員※5 ③ 次の施設の保育士 A 認可保育所 B 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園 C 地域型保育事業として認可された小規模保育事業（A型及びB型に限る。） D 地域型保育事業として認可された事業所内保育事業（利用定員が6人以上であるものに限る。） E 公立の認可外保育施設（へき地保育所を含む。）（※6） F 幼稚園併設型認可外保育施設（※6） G 認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設（※6、7）	幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員（※5）
勤務年数等の要件	3年以上かつ4,320時間以上（※8～10）	2年以上かつ2,880時間以上（※8～10）

- ※1 軽減措置を適用する場合は、通常分の実務経験とは別に軽減措置分の実務経験を積む必要があります。
- ※2 保育士の資格を有していることを理由に採用されていたとしても、ベビーシッターや児童館等での実務経験は使用できません。
- ※3 良好な成績で勤務する必要があります。
- ※4 「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を指します。

- ※5 「園児の教育及び保育に従事する職員」とは、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）としての勤務経験を指します。
- ※6 専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行う施設を除きます。
- ※7 東京都における証明書の適用は、平成17年4月1日からです。それ以前に認可外保育施設での勤務実績があっても、加算対象にはなりません。
- ※8 実務経験年数は、民法の期間計算の例により、日を単位として計算します。
 - 例1) 4月1日から翌年の3月31日までの任用(雇用)形態…1年
 - 例2) 4月1日から翌年の3月25日までの任用(雇用)形態…11か月と25日
- ※9 複数の保育所等で勤務した場合は、各施設における在職年数及び勤務時間数を通算するものとします。ただし、兼務、兼職等の事由により同一の期間に複数の施設に勤務した場合は、いずれか一方の施設の在職年数のみが通算対象となります。勤務時間数は同一の期間に複数の施設に勤務した場合でも、合算することが可能です。
- ※10 懲戒処分としての停職の期間（これに類するものを含む。）及び休業、休暇等で職務に従事しない期間で、引き続き90日を超える期間を除算します。

3 修得単位

（1） 単位修得機関

単位は、以下のいずれかの機関で修得することができます。

- ア 幼稚園教諭免許状の認定課程を有する大学（教員養成機関は不可）※1
- イ 幼保特例制度に対応した特例講座を実施する大学等※2

※1 一種免許状を取得する場合は、短大で取得した単位を使用することができません。

※2 講座の開設情報は、文部科学省のホームページで確認することができます。

（2） 単位修得の時期

問いません。ただし、平成元年以前に修得した単位は使用不可です。

また、平成31年3月31日以前に修得した単位は、最新の法令に則って読み替えられている必要があります。

（3） 最低修得単位数

	軽減措置なし	軽減措置あり
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	1
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	※1	※1
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※2	2	2
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
幼児理解の理論及び方法	1	0
合計	8	6

※1 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用）」の両方を含む必要があります。

※2 「日本国憲法」の内容を含む必要があります。

4 よくある質問

<基礎資格について>

Q 一種免許状の申請には学士の学位が必要ですが、二種免許状の申請には学位は必要ありますか？

A 高等学校卒業以上の学歴があれば、学位は必要ありません。

Q 海外の大学を卒業して学位を得た場合でも、免許状を取得することは可能ですか。

A 18条検定という制度を利用すれば、海外の大学で得た学位を生かして、免許状を取得することができる場合があります。詳細はメールにてお問合せください。

<実務経験について>

Q 令和9年4月1日から認可保育所で保育士として勤務を開始したため、特例制度が終了する令和12年3月31日にちょうど3年勤務したことになります。この場合、特例制度で免許状を取得することは可能ですか。

A 可能です。特例制度終了間際の申請方法は、現在検討中ですので、決定し次第ホームページでお知らせします。

ただし、令和12年3月31日までの間に、休職等で職務に従事しない期間があった場合は、実務経験の要件を満たさなくなりますので、御注意ください。

Q 軽減措置分の幼保連携型認定こども園における実務経験は、通常分の実務経験を得た後でなければ、算定することはできないのですか。

A 基礎資格の取得後であれば、通常分と軽減措置分のどちらが先でもかまいません。

Q 勤務成績が良好かどうかはどのように判断しますか。

A 申請時に御提出いただく実務に関する証明書の勤務成績評価欄の記載内容から判断します。

Q 勤務していた保育所が廃園となっしまい、現在は存在しないため、実務に関する証明書を作成できる方がいません。この場合は、実務経験は自己申告でもよいでしょうか。

A 自己申告で御申請いただくことはできません。御勤務先が廃園となった場合は、当該園の事務を引き継いだ法人に証明書の作成を依頼してください。

Q 過去の勤務先に実務に関する証明書の作成を依頼したところ、勤務した時期が古く人事情報が残っていないため、証明ができないと言われました。この場合は、実務経験は自己申告でもよいでしょうか。

A 自己申告で御申請いただくことはできません。

Q 保育士証を取得する前に保育所で補助職員として勤務していました。その期間も実務経験として含めることはできますか。

A できません。

Q 保育士証を所持して保育所で働いていますが、保育士以外の仕事（事務職員、調理員等）をしています。この期間は保育士としての勤務として認められますか。

A 認められません。

Q 私の勤務先と役職が幼保特例制度の対象となるか教えてください。

A 御勤務先に御確認ください。

Q パートの保育士として勤務した場合でも、実務経験に含めることは可能ですか。

A 可能です。

Q 大学卒業前に保育士として勤務した経験がありますが、その実務を活用して一種免許状を取得することは可能ですか。

A 基礎資格である学士の学位を得る前の実務を活かして一種免許状を取得することはできません。

<修得単位について>

Q 過去に小学校教諭の免許状を取得しました。小学校教諭の免許状を取得するために修得した単位を、今回の特例制度の単位に充当することは可能ですか。

A 単位の流用という制度を利用すれば、一部の単位について充当可能である場合があります。詳細は当課に単位相談を行ってください。

<免許状の申請方法について>

Q 申請の必要書類を教えてください。

A 当課ホームページに掲載している申請の手引を御参照ください。

Q 申請はいつからできますか？

A 免許状授与の要件を満たした日以降です。ただし、個人申請の受付停止期間がありますので、御注意ください。

なお、特例制度終了間際の申請時期については、検討中です。決定し次第ホームページでお知らせします。

<その他>

Q 申請日時点では保育士として働いていませんが、申請できますか？

A 可能です。

Q 特例制度で取得した幼稚園教諭の免許状と、他の制度で取得した免許状には違いがありますか？

A ありません。